

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から47年12月まで

国民年金保険料の未納分をまとめて納付することができる最終の納付期限が昭和50年12月31日と知り、妻に私達夫婦の保険料未納分を調べさせたところ、A市役所本庁の国民年金課に勤めていた私の兄が、私達夫婦二人の国民年金保険料の未納期間、未納金額等を市役所の用紙の裏に書いてくれた。

そこで、妻が、長男の検診があった昭和50年8月1日にA市役所本庁の国民年金課でメモに書かれた夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。

当時、妻は、国民年金保険料を納付した状況を母子健康手帳に、「この分は別扱いの為、コンピューターに入れるので領収書はありませんと言われたので領収書がなければ、年金を払った事を夫に証明できないので困ると言ったら、年配のメガネをかけた男の人が、赤ペンで8月済と書いてくれた。兄がその紙を捨てないで取っておきなさいといった。」と具体的に記載していたので、間違いなく申立期間の国民年金保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立人の妻が市の職員であった申立人の兄から国民年金保険料の未納分を納付するように言われた際にもらったものであるとする小冊子「昭和49年度版国民年金の話」を所持しており、同小冊子に掲載されている、第2回特例納付の納付期限の部分に傍線が引かれていることが確認できる。

また、申立人夫婦は、納付するようにと申立人の兄が申立人夫婦の国民年金保険料の未納期間と未納額等を書いてくれたとするメモを所持しており、同メモには申立人の国民年金保険料の未納期間（昭和44年7月～47年12月）、

未納月数（41 か月）、未納額、「50 年 12 月まで支払」、「分割でもよい」等が記載されているほか、○で囲んで 8 月済と朱書きされていることが確認できる。

さらに、申立人夫婦が所持する母子健康手帳には、第 2 回特例納付期間である昭和 50 年 8 月 1 日の日付で、小児科検診の帰りに A 市役所において上記メモに記載された申立人夫婦二人分の未納の国民年金保険料額と同額の国民年金保険料を納付した旨などが記載されていることが確認でき、申立内容に不自然さは見受けられない。

一方、上記メモの申立人の欄には、未納期間（昭和 44 年 7 月～47 年 12 月）、未納月数（41 か月分）、未納額が記載されているところ、未納期間「昭和 44 年 7 月～47 年 12 月」の正確な月数は 42 か月であるが、同メモには未納月数（41 か月）と記載されている上、未納額についても第 2 回特例納付の月額保険料で除すると納付月数は 41 か月となる。このため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した根拠とする上記のメモ及び母子健康手帳の記載内容に従うと、申立人の未納国民年金保険料の額は、申立人が申立期間に納付すべき国民年金保険料の額より 1 か月分少ない保険料額となっていることが確認できることから、申立人の申立期間の最終月の昭和 47 年 12 月の国民年金保険料については納付したものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 7 月から 47 年 11 月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から47年12月まで

昭和50年にA市役所本庁の国民年金課に勤めていた夫の兄に、夫と私の国民年金保険料の未納分を調べてもらった。この時、夫の兄は国民年金の昭和49年度版の小冊子の3ページを開いて赤マジックで囲み、私達夫婦は国民年金被保険者なので、今年の12月までに必ず保険料を納付するようにと国民年金保険料の未納額等を書いたメモとその小冊子をくれた。

国民年金保険料の未納分を納付した日は、私の長男の検診日で小児科へ行った昭和50年8月1日で、夫の兄が書いてくれたメモを出してメモに書いてある夫婦二人分の国民年金保険料額を納付した。

夫の兄の上司でメガネをかけた45歳位の男の人が、「この分は別扱いなので、コンピューターに入れる為、領収書はありません。」と言ったが、私が「お金を払って領収書がなければ、主人に国民年金保険料を納付してきたことを証明できないので困る。」と言ったら、そのメガネの男の人が、兄が書いてくれたメモに「8月済」と赤ペンで書いてくれた。帰りに、夫の兄が「その紙を取っておきなさい。」と言ったので、国民年金の小冊子に挿^{はさ}んで今でも持っている。申立期間の国民年金保険料は、間違いなく納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立人が市の職員であった申立人の夫の兄から国民年金保険料の未納分を納付するように言われた際にもらったものであるとする小冊子「昭和49年度版国民年金の話」を所持しており、同小冊子に掲載されている第2回特例納付の納付期限の部分に傍線が引かれていることが確認できる。

また、申立人夫婦は、納付するようにと申立人の夫の兄が申立人夫婦の国民年金保険料の未納期間と未納額等を書いてくれたとするメモを所持しており、同メモには申立人の国民年金保険料の未納期間（昭和 41 年 4 月～47 年 12 月）、未納月数（81 か月）、未納額、「50 年 12 月まで支払」、「分割でもよい」等が記載されているほか、○で囲んで 8 月済と朱書きされていることが確認できる。

さらに、申立人夫婦が所持する母子健康手帳には、第 2 回特例納付期間である昭和 50 年 8 月 1 日の日付で、小児科検診の帰りに A 市役所において上記メモに記載された申立人夫婦二人分の未納の国民年金保険料額と同額の国民年金保険料を納付した旨などが記載されていることが確認でき、申立内容に不自然さは見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から42年12月まで

役場の職員が「今、加入すると昔の分までさかのぼって納めることができる。」と自宅に国民年金の加入勧奨に来たのを契機に、私の妻が私の国民年金への加入手続と国民年金保険料の納付を行った。

その際、過去の未納期間の保険料をさかのぼって金融機関で一括納付した記憶がある。

しかし、当該時期に一括納付したはずの国民年金保険料は、分割で納付したことになっている上、申立期間である2年間の国民年金保険料が未納となっており、納得がいかない。

また、国民年金手帳に記載されている私の生年月日が訂正されているものの、訂正後の生年月日も誤っているなど、行政の処理には誤りがあることから、私の申立期間の国民年金保険料が未納とされていることも誤りと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も、国民年金の加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年7月5日は、第2回特例納付の実施時期であり、A町役場が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録により、申立期間前後の39年5月から40年12月までの期間、及び43年1月から48年3月までの期間の国民年金保険料が特例納

付されていることが確認でき、申立人には申立期間当時、申立期間についても特例納付したと考えるのが自然である。

さらに、A町役場が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録により、当該時期に納付された保険料の額は確認でき、申立人が過去の未納期間の保険料をさかのぼって一括納付したと記憶する金額とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

私は、集金に来た方に「取れるところは全部取ってください。」と言って保険料を渡していた。その後転居し、昭和 52 年に未納のところをまとめて払うために役所に行き「納めてないところは全部取ってください。」と言って納付した。その時の職員から「これで全部払ったことになる。」と言われたのを記憶しており、未納のところはないと思って安心していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 4 月に国民年金に任意加入後、厚生年金保険被保険者資格取得直前までの期間の国民年金保険料について、申立期間を除き、すべて納付している。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料はすべて現年度内に納付されている上、申立人の住所等に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が所持する国民年金保険料の領収証により、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 52 年 3 月までの期間の保険料を同年 6 月に過年度納付していることが確認でき、申立内容に不合理な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付事実が確認できなかった旨の回答があった。

申立期間当時の国民年金保険料は、納付書に現金を添えて銀行か郵便局で納めた。

申立期間当時、夫が離職したため、生活が非常に厳しかったので、厚生年金保険の加入期間が長い夫については、国民年金保険料は納付せず、私の保険料だけを納付した。

保険料の納付が遅れた時でも、後で必ず納付していたが、領収書は残っていない。

第3 委員会の判断の理由

A 市 B 区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和 53 年 7 月 12 日に国民年金に任意加入した後、厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料は申立期間を除きすべて納付されていることが確認できる。

また、申立期間は 6 か月と比較的短期間であり、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付に関する供述は具体的である上、当時の状況と照らし合わせても矛盾はなく、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることから、申立期間の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月、63 年 5 月、平成元年 4 月から同年 7 月までの期間及び 6 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月
② 昭和 62 年 4 月
③ 昭和 63 年 5 月
④ 昭和 63 年 8 月から平成元年 7 月まで
⑤ 平成 3 年 7 月
⑥ 平成 6 年 3 月から 8 年 3 月まで

国民年金保険料納付の申請免除期間のうち昭和 61 年 7 月からの国民年金保険料の追納分と、平成 8 年からの国民年金保険料の現年度納付分を毎月同時に納付していたのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。

国民年金保険料は夫婦二人分をいつも一緒に納めていたので、二人のそれぞれの納付記録に相違のあるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③、及び申立期間④のうち平成元年 4 月から同年 7 月までの期間については、A 市が保管する納付記録では国民年金保険料の納付を示す「定額」の記録があり、この表記は社会保険庁のオンライン記録で追納記録のある月の国民年金保険料の納付記録を A 市では、「定額」としていることから、この表記は追納も示すものと推認でき、当該期間では追納があったと考えるのが自然である。

また、申立期間⑥のうち平成 6 年 3 月については、申立人の妻が国民年金保険料を追納している記録が確認できること、及びそれまでの申立人夫婦の納付行動が一体であることからみて、当該月の国民年金保険料を追納したものと推認できる。

一方、申立期間①については、当該期間の申請免除の追納に係る国民年金保険料は時効のために納付不可となり翌月の国民年金保険料に充当したとする社会保険庁の記録が確認できることから、当該期間の申請免除期間の国民年金保険料が追納されたとは考え難い。

また、申立期間④のうち昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの期間、申立期間⑤、及び⑥のうち 6 年 4 月の期間については、申立人の妻も A 市と社会保険庁の記録がいずれも未納になっており、それまでの申立人夫婦の納付行動が一体であることからみて、未納であると推認される。

さらに、申立期間⑥のうち平成 6 年 5 月から 8 年 3 月までの期間については、申立人が 65 歳になり国民年金の資格を喪失したために、追納はできなかったものと認められる。

加えて、申立人が当該申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月、63 年 5 月、平成元年 4 月から同年 7 月までの期間及び 6 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 5 月及び同年 6 月並びに平成元年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月
② 昭和 63 年 5 月及び同年 6 月
③ 昭和 63 年 8 月から平成元年 10 月まで
④ 平成 3 年 7 月
⑤ 平成 6 年 4 月
⑥ 平成 6 年 8 月
⑦ 平成 7 年 4 月から 8 年 3 月まで
⑧ 平成 8 年 4 月から 16 年 6 月まで

国民年金保険料納付の申請免除期間のうち昭和 61 年 7 月からの国民年金保険料の追納分と、平成 8 年からの国民年金保険料の現年度納付分を毎月同時に納付していたのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。

国民年金保険料は夫婦二人分をいつも一緒に納めていたので、二人のそれぞれの納付記録に相違のあるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、及び③のうち平成元年 4 月から同年 10 月までの期間については、申立人の夫の国民年金保険料納付状況及びそれまでの申立人夫婦一体の納付行動から、当該申立期間の国民年金保険料は追納されたものと推認できる。

一方、申立期間①については、当該期間の申請免除の追納に係る国民年金保険料は時効のために納付不可となり翌月の国民年金保険料に充当したとする社会保険庁の記録が確認できることから、当該期間の申請免除期間の国民年金保険料が追納されたとは考え難い。

また、申立期間③のうち昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの期間、申立期間④及び⑤については、申立人の夫も A 市と社会保険庁の国民年金保険料の記録がいずれも未納になっており、それまでの申立人夫婦の納付行動が一体であることからみて、国民年金保険料は未納であると推認される。

さらに、申立期間⑥については、当該期間の申請免除の追納に係る国民年金保険料は時効のために納付不可となり翌月の国民年金保険料に充当しようとしたが、翌月の保険料は既に納付されていたために当該国民年金保険料は還付したとする社会保険庁の記録が確認できることから、国民年金保険料を納付したと認めることはできない。

加えて、申立期間⑦については、一緒に納めていたとする申立人の夫は 65 歳になり国民年金の資格を喪失した後であり、当該期間について、申立人が追納していたことをうかがわせる周辺事情は見えず、申立期間⑧については、申立人は 8 年間の長期にわたる申請免除の記録を現年度納付の記録の間違いと主張しているところ、平成 14 年に国民年金の加入及び納付管理は社会保険事務所に全面移管されたが、その前後において同様の間違いが継続して起きたとは考え難い。

このほか、申立人が当該申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 5 月及び同年 6 月並びに平成元年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月10日から41年4月27日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社に昭和38年11月に入社し平成11年5月に退職するまでの間、転勤などはあったが、申立期間についても、給与は1か月の漏れも無く毎月もらっていた。同社C店から転勤した同社D店に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和40年6月10日に喪失し、その後41年4月27日に同社E店に係る同資格を取得しており、申立期間においては厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の記録及びB社本社が保管している人事記録等により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが認められるとともに、同社は、「申立期間に係る厚生年金保険料について、申立人の給与から控除されていたと推定できる。」と回答している。

また、B社本社は、「人事記録によれば、C店からD店への転勤であるが、業務内容及び勤務形態に変更は無いことが確認できる。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 40 年 5 月及び 41 年 4 月の社会保険事務所の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和44年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月21日から45年3月21日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和38年6月から平成4年3月まで継続して勤務していたA社に係る記録が、申立期間について確認できない旨の回答であった。

私は、昭和44年9月21日にA社D工場から同社C工場に異動しているが、社会保険事務所の記録では45年3月21日からしか同社C工場に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないことには納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び同社から聴取した結果から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年9月21日にA社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年3月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行の有無については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA公団（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を平成17年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月31日から同年9月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答があった。A公団には一日も休まず勤務していたし、申立期間の給与明細書もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る平成17年8月及び同年9月のA公団C支社の給与明細書、同公団同支社提出の給与支給簿及び「申立人に係る申立期間の資格喪失日の訂正等に関する申立書」から、申立人が同公団に継続して勤務し（平成17年8月31日にA公団C支社を定年退職し、同年9月1日に同公団同支社に再雇用。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成17年

8月の給与明細書において確認できる報酬月額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が平成17年8月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 4 月 1 日、資格喪失日に係る記録を同年 11 月 1 日とし、当該期間に係る標準報酬月額を 1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
(A 社)
② 昭和 45 年 9 月 3 日から同年 11 月 1 日まで
(B 社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入した事実が無い旨の回答を受けた。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚の名前を記憶しており、申立人が名前を挙げ、同被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚、及び C 短期大学卒業予定の申立人の同社への就職を働きかけた申立人の兄（A 社と同じ敷地内にある系列事業所に勤務。）が、申立人が申立期間①に勤務していた旨を供述しており、申立人の申立てどおり申立期間①の直前の昭和 43 年 3 月に同短期大学を卒業していることが確認できる。

また、平成 19 年 10 月 1 日に同社を吸収合併した D 社は、当時の資料等は

残されていないが、申立人等からの聴取結果に基づき、申立人が申立期間においてA社に勤務していたこと及び同社が申立人から当該期間に係る厚生年金保険料を控除していたことが認められる旨の「在籍証明」を申立人に交付していることなどから判断すると、申立人は、上記短期大学を卒業後の昭和43年4月1日から同年10月31日までの期間において、同社に勤務していたものと認められる。

さらに、聴取できた同僚二人からは、A社には試用期間は無かった旨の供述が得られている上、高校卒業年に同社に入社した3人及び申立人と同じ営業職の者一人を含む聴取できた同僚5人全員が入社と同時に厚生年金保険に加入していた旨を供述しており、当該同僚5人については、社会保険事務所の記録により、供述どおり、入社と同時に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、同社は、試用期間を設けておらず、入社と同時に従業員全員を厚生年金保険に加入させていたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社において、申立人と同時期に被保険者資格を取得した同世代の男性従業員12人に係る社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、資格取得届、同喪失届及び被保険者報酬月額算定基礎届の提出のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年4月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人は、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚一人の名前や仕事の内容を具体的に記憶しており、申立人の同社への就職を働きかけた申立人の兄の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記名簿では、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間②における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録では、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は、「同社の業務に従事するに当たっては専門的な技術が必要なため、入社しても厚生年金保険に加入させていない試用期間を設けていたし、申立人のように次の就職先が決まっ
ていて最初から短期間しか勤務しないことが分かっている従業員については、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

加えて、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和42年9月2日、資格喪失日に係る記録を43年7月1日とし、42年9月から43年6月までの標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月2日から43年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した昭和42年2月から44年12月までの期間のうち申立期間が被保険者期間とされていなかった。一緒に働いていた同僚3人も、同じ期間が被保険者期間になっていないと聞いている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び申立人が名前を挙げた同僚一人を含む複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間を含む昭和42年2月6日から44年12月31日までの間、勤務地や勤務形態を変更されることなく継続してA社（社会保険事務所の記録によれば、昭和39年5月1日に、B社をA社に名称変更。）に勤務していたと認められる。

また、申立人と同様に、申立期間直前までB社C支店（社会保険事務所の記録によれば、B社からA社への名称変更は行われていない。）における厚生年金保険の被保険者記録を有する者10人（申立人と同じ業務に従事していた者一人を含む。）が、同社同支店が適用事業所に該当しなくなった昭和42年9月2日に同社同支店における被保険者資格を喪失し、同年9月1日に同社本店において被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、申立人と同様に、申立期間直前までB社C支店における厚生年金保

険の被保険者記録を有し、申立期間においても継続して勤務していながら、A社における厚生年金保険の被保険者と記録されていない同僚のうち、申立人が名前を挙げた同僚一人は、申立期間に係る厚生年金保険料を同社が控除していたと認められる給与明細書を保管しており、ほかの同僚一人も同様に厚生年金保険料が控除されていたと認められる当時の家計簿を保管している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年9月1日にA社本店において被保険者資格を取得した前記10人に係る標準報酬月額の記録及び申立人のB社C支店に係る同年8月の標準報酬月額の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明であるとしているが、社会保険事務所が資格の取得及び喪失の2回の機会にわたり処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への申立人に係る資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年9月から43年6月までの保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、退職月に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

平成17年3月31日まで勤務していたことは事実であり、事業所も届出誤りであることを認めているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人に係る出勤簿、労働者名簿及び源泉徴収票により、申立人が同事業所に平成17年3月31日まで継続して勤務していたものと認められる上、同事業所が提出した給与個人賃金台帳により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成17年2月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の届出を誤り、厚生年金保険料も納付していないと回答している上、事業主が資格喪失日を平成17年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失

日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、退職月に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

平成17年3月31日まで勤務していたことは事実であり、事業所も届出誤りであることを認めているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人に係る出勤簿、労働者名簿及び源泉徴収票により、申立人が同事業所に平成17年3月31日まで継続して勤務していたものと認められる上、同事業所が提出した給与個人賃金台帳により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成17年2月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の届出を誤り、厚生年金保険料も納付していないと回答している上、事業主が資格喪失日を平成17年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失

日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月まで

私は高校卒業後に就職した会社を退職した直後の昭和 46 年 1 月に A 市内の医院に再就職した。再就職した医院の医療保険は国民健康保険であったために、私は年金については国民年金に加入し、当時、仕事は平日が休みではなかったので、国民年金保険料を母に渡して納付してもらっていた。年金を続けていく大切さを両親からしっかり聞いたことを憶えているし、支払いが遅くなると督促状がくるのが嫌だったので、なるべく毎月きちんと支払ってきたことも記憶している。私が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 6 月に払い出されたものと推定され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち 46 年 1 月から 48 年 3 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間は、過年度納付以外の方法では納付することができないことから、国民年金保険料を母親に渡して、毎月、きちんと納付してもらっていたとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親の記憶は定かでないことから、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年7月から17年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月から17年3月まで

私は平成元年5月ごろに、A市B区役所で国民年金の加入手続をした。その後はずっと国民年金推進員に国民年金保険料免除の申請書を出していたはずだと思う。

平成8年に会社を退職し自営業を始めて以降、収入はそれほど変わっていないためずっと国民年金保険料の免除を申請していた記憶があるので、15年7月から17年3月までの期間が未納とされているのはおかしい。

申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年4月にC社会保険事務所で払い出されたものと推定され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、元年5月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その後継続して国民年金推進員に国民年金免除申請書を出していたとする申立内容は不自然である。

また、申立人の平成16年度及び17年度の国民年金保険料免除申請書は、平成17年12月12日に、D社会保険事務所に郵送で届け出られており、同申請書によると、17年度分については17年7月から18年6月までの期間について免除が承認され、16年度分については17年12月12日の申請日から最大さかのぼれる同年4月から同年6月までの期間について免除が承認されているものの、申立期間のうち16年7月から17年3月までの期間については国民年金保険料免除申請書の提出が遅れたために承認されなかったものと推認できるとともに、申立期間のうち15年7月から16年6月までの期間に係る15年度の国民年金保険料免除申請書については、E市役所及びD社会保険事務所で受

理した形跡は見当たらない上、申立期間については、10年以降の免除記録が同じである申立人の妻も未納期間とされている。

さらに、平成8年以降、計11回の国民年金保険料免除申請手続の申請日とその承認日が適切に記録されていることが確認でき、行政側の記録管理の不備は特段うかがわれぬ上、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 51 年 6 月まで

私は、昭和 53 年 7 月に結婚したが、結婚後、私の国民年金保険料が未納になっているという納付書が送られてきた。私は妻に伝えてすぐに妻に全額を納付してもらった。これ以来、妻は、私の国民年金保険料を 60 歳になるまで 1 か月たりとも国民年金保険料を納めなかったことはないとしており、私が 65 歳になり、裁定請求の書類を提出して通知がきたが、25 年余しか国民年金保険料を納めていないことになっていて、どうしてこんなことにと目の前が真っ暗になった。結婚直後に妻が数十万円の国民年金保険料を納めたので、私の国民年金保険料は 20 歳から全額支払ったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が結婚した直後の昭和 53 年 10 月に払い出されているとともに、当時申立人が居住する A 市 B 区を管轄していた社会保険事務所では、国民年金の長期未加入者に対しては 20 歳からの未納額を記載した保険料の納付書を送付しておらず、国民年金に加入し 60 歳到達まで国民年金保険料を納め続けると、老齢年金の最低の受給資格期間を 12 か月分ほど上回る結果となる額を記載して送付していたと回答している。

また、申立人に係る B 区役所の被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳によれば、申立人の国民年金保険料は昭和 53 年 10 月及び 54 年 7 月に合わせて 21 か月分の過年度納付が行われていることが確認できるとともに、社会保険庁のオンライン記録によれば、53 年度分以降は定期的に納付が行われ、60 歳到達時点の申立人の国民年金加入月数は、老齢基礎年金を受けるために必要な受給資格期間を 13 か月上回る 313 月とされていることが確認でき、上記社会

保険事務所の回答と符合しており、20 歳からの未納保険料が記入された納付書が送られてきたとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を特例納付したとする保険料額は、実際の保険料額と相違している上、申立期間の保険料の納付状況等についての記憶も曖昧^{あいまい}であり、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 42 年 3 月まで

昭和 41 年 1 月から親と同居することになり、町世話人などの勧めにより、母が国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料についても、母が集金に来る方に納付していたと思うが、申立期間当時の保険料は安かったので、まとめて払っていたように思われる。

国民年金保険料が未納とされていた昭和 42 年 10 月から 43 年 6 月までの期間について、平成 20 年に納付済みに訂正された。申立期間についても国民年金保険料を納付しているはずなので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、同居していた申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行い、集金人に申立人に係る国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の母親は既に死亡しており、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況については不明である。

また、社会保険事務所の記録等から、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行ったのは昭和 42 年 1 月ごろと推認され、この時点では、申立期間の一部については、過年度納付によってしか国民年金保険料を納付できない期間であることから、集金人に保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 41 年度の国民年金印紙検認記録欄には、国民年金保険料を納付したことを示す検認印は無く、42 年度と同欄の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までのすべての欄に、同年 4 月 30 日の検認印があることから、同日に 42 年度の 1 年分の国民年金保険料をまとめて集

金人に現年度納付したことがうかがわれる。

加えて、申立期間について、申立人の母親が申立人に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月及び同年 3 月、59 年 12 月から 60 年 8 月までの期間並びに 60 年 9 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 59 年 12 月から 60 年 8 月まで
③ 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、生まれてから A 市 B 区 C に居住し、結婚後は夫婦共に国民年金制度発足当初から加入していた。昭和 46 年 7 月から D 社に入社し、59 年 1 月に退職した後、再び国民年金に加入し、保険料は E 農業協同組合 F 支店の口座振替で納付していた。年金記録確認申立書に添付した同支店の取引明細書のとおり、60 年 8 月から 61 年 3 月までは口座振替で国民年金保険料を納付しているため未納は無いはずである。

妻の国民年金保険料については、妻が自分で納めたのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 1 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 2 月に国民年金の再加入手続をして、保険料は E 農業協同組合 F 支店の口座振替で納付していた旨を主張しているところ、A 市 B 区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、受付年月日欄に「61. 3. 31」、口座振替欄に口座番号のほか、「E 農協 F 61/5 62. 5 分テイシ」と記載されていることが確認できることから、申立人の国民年金の再加入手続日は申立期間後の 61 年 3 月 31 日であり、国民年金保険料の口座振替手続については、E 農業協同組合 F 支店で申立期間後の同年 5 月に行われたものとするのが自然である。

一方、同市 B 区役所が保管する申立人の妻の国民年金被保険者名簿には、口座振替欄に「E 農 F 52/4 62. 5 テイシ」、備考欄に E 農業協同組合 F 支店の申立人と同一の口座番号が記載されていることが確認できることから、

申立人の妻に係る国民年金保険料の口座振替手続については、E農業協同組合F支店で昭和52年4月に行われ、申立人の申立期間に係る年金記録確認申立書に添付された同支店の取引明細書の国民年金保険料の口座振替は、申立人の妻のものと推認できる。

また、E農業協同組合F支店の申立人の口座に係る昭和60年8月以降の国民年金保険料の取引明細書によれば、i) 同年8月から61年5月までは、一人分の国民年金保険料が口座振替されていること、ii) 申立人が国民年金保険料の口座振替手続を行った翌月の同年6月から申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した62年4月の翌5月までは、二人分の国民年金保険料が口座振替されていること（口座振替によって重複納付された昭和62年4月及び5月の分の国民年金保険料は還付されている。）が確認でき、これらのことから判断すると、E農業協同組合F支店の申立人の口座における申立期間に係る国民年金保険料口座振替は申立人の妻のものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から12年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から12年2月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

申立期間当時、私は失業中であったが、国民年金保険料の納付督促を受けたので、母親が平成12年3月ごろにA市B区役所に出向き私の失業保険で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したので、回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、平成12年3月ごろにB区役所に出向き申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとして同区役所内の配置状況や納付方法を具体的に供述しているものの、社会保険庁の記録（勸奨関連情報）によれば、国民年金未加入者に対する被保険者資格取得が勸奨された場合、勸奨事象の発生後8か月が経過する時点までに国民年金への加入手続を行わなかった者の一覧が自動的に作成されることになっているが、申立人の場合、12年6月22日に申立人に係る「勸奨関連対象者一覧（未適用者一覧表）」が作成されており、勸奨関連整理番号が同年4月と記録されていることから見て、同年4月までに加入手続が行われず、その時点では申立期間は未加入期間であったと考えられる。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を平成12年6月21日に再取得し未加入期間が確定したことから、再度、申立人に対し申立期間を含む期間の被保険者資格取得が勸奨されたが、加入手続が行われなかったため、同年7月21日に「勸奨関連対象者一覧」が作成された記録があり、同年3月ごろに保険料を納付したとする申立人の母親の供述と矛盾する。

さらに、申立人の母親は、申立期間の未納分について毎月のように納付書

(請求書) が来たと主張しているが、当時のB区役所では、年度途中の国民年金加入の場合、加入月から年度末の3月までの納付書を一括して送付しており、毎月送付することはないとしていることから、申立人の母親の主張は不自然である。

加えて、A市役所の市税収納記録から、申立人は、平成13年3月29日に平成11年度第4期から12年度第3期までの市県民税(未納遅延金を含む。)数万円を納付していることが確認でき、申立人の母親が、この市県民税納付を国民年金保険料納付と混同して記憶している可能性が考えられる。

このほか、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人には国民年金保険料を納付した事跡は一度も無く、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料が納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、亡くなった両親が納付しており、母親の家計簿に申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる記載があることから、保険料が納付されたのではないかと思われるので、回答に納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 2 月 2 日に A 町（現在は、B 市）において申立人の父親と連番で払い出されていることが社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるが、B 市が保管する国民年金被保険者台帳管理簿により、当該記号番号は 44 年 7 月 1 日付けで父親の記号番号と共に消除されていることが確認でき、同市は、同手帳記号番号が消除された理由は不明としているものの、「収納率の関係で手帳の払出しを行ったが、その後、国民年金保険料の納付が一度も無く、家族からの聞き取り調査等で本人が A 町以外で生活していることが確認できた場合に、一定期間が経過した後、国民年金被保険者名簿を破棄していたようだ。」と供述している。

また、申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人自身は関与しておらず、申立人が納付したと主張する両親は既に亡くなっていることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、平成 19 年 8 月の年金記録確認の申立てにおいて当該申立期間の国民年金保険料は納付していないとしていたが、今回、国民年金保険料の納付をうかがわせるものとして新たに提示した申立人の母親の家計簿に、

「昭和 36 年 4 月 24 日 保険」、及び「37 年 4 月 6 日 C 子 支出」とそれぞれ金額の記載があるものの、実際の申立期間の保険料額とは相違しており、当該記載内容が申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を裏付けるものであると推認することはできない。

加えて、申立人が所持する年金手帳の国民年金欄に国民年金手帳記号番号の記載は無いが、申立人自身で記入したと認めている「初めて被保険者となった日 昭和 40 年 1 月 1 日」、国民年金の記録（1）にも「40. 1. 1 任意加入により被保険者となった。」旨の記載が確認できる。

このほか、申立人には、申立期間以外にも、国民年金の未加入期間が散見され、申立人の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月まで
国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。
申立期間の国民年金保険料は、昭和 53 年 9 月以降にさかのぼって納付書に基づき A 銀行 B 支店で納付したので、回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、昭和 53 年 9 月以降にさかのぼって納付書に基づき A 銀行 B 支店で申立期間の国民年金保険料を納付したこと以外に、保険料の納付時期、納付金額等に関する申立人の記憶が明確でなく、具体的な国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 53 年 3 月 10 日に払い出され、申立人が所持する納付書・領収証書及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳から判断すると、申立人は、申立期間直後の 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を同年 7 月に過年度納付し、申立期間前の 36 年 4 月から 47 年 3 月までの 10 年間分の国民年金保険料を 53 年 7 月から 55 年 6 月までの第 3 回特例納付の実施期間に数回に分けてさかのぼって納付していることが確認できる。

さらに、当該被保険者台帳によれば、申立人は、申立期間直前の昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を当該特例納付実施期間の最終月である 55 年 6 月に納付したことが確認でき、申立人の特例納付に係る納付頻度を勘案すると、申立期間の国民年金保険料は特例納付の実施期間が終了したこ

とにより納付できなかったものとするのが自然である。

このほか、申立人が一括して国民年金保険料を納付したことを知っているとして申立人が挙げた友人は、「自分が、申立人に国民年金の特例納付について教えたが、申立人が過去の未納期間の保険料を一括して納付したのか、区分して納付したのかまでは分からない。」と供述している上、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

社会保険事務所において国民年金保険料の納付記録を調べたところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。

昭和 37 年に妻が A 市役所において国民健康保険の加入手続を行った際に、同市役所から国民年金への加入を勧められたことから、夫婦二人分の同年金への加入手続を行った。市役所の職員から、私の分の国民年金保険料は 1 年間さかのぼって納めれば最初から納付したことになるとの話があったので、その場でさかのぼって国民年金保険料を納め、それ以降は納付組合を通じて夫婦二人分の保険料を納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査し、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が昭和 37 年に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、同時に申立人の国民年金保険料を 1 年間分さかのぼって納付したと主張しているところ、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は 38 年 10 月以降に払い出されたことが確認できる上、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号には 6,000 番程度の開きがあることから、夫婦同時に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは相違している。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及び妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人及び妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見出せない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 9 月 ごろから 22 年 8 月 ごろまで

昭和 21 年 6 月、中国から復員し、当時、A 市で連合国軍に係る施設の建設工事が行われていることを聞き、現場に行った。B 社の下請で C 社という名称であったと思うが、当該事業所に作業員として雇われ、1 週間ぐらい作業に従事した後、B 社に採用された。工事が終わった昭和 22 年 8 月ごろに解雇となり、A 市を離れた。

会社からもらった給与明細書等は一切残っていないが、当時、国の仕事を請け負っていた会社で働いていたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 社における仕事内容の記憶及び申立人が所持する同僚等と一緒に写った写真から判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 23 年 8 月 1 日であり、それまでは適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げている当時の同僚 4 人のうち 3 人については、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が無く、残りの一人を含む健康保険整理番号 1 番から 39 番までの被保険者は、すべて当該事業所が適用事業所となった昭和 23 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所に申立期間当時の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況等について照会したが、申立期間当時の労働者名簿、賃金台

帳、辞令簿等の資料は無く不明と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が名前を挙げている当時の同僚は、いずれも所在が不明であり、昭和 23 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得している複数の同僚に聴取したものの、申立人の在籍や厚生年金保険の適用状況に関する有力な供述は得られない上、事業主による厚生年金保険料の控除について、申立人に明確な記憶が無く、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 18 日から 37 年 5 月 14 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A病院（現在は、医療法人B病院）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。
勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

医療法人B病院が作成した在職証明書及び社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該事業所において同僚として挙げた者の名前が申立期間において厚生年金保険被保険者として確認できることから、申立期間当時、申立人が当該事業所に勤務していたものと認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA病院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 37 年 5 月 15 日となっており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、医療法人B病院が保管する申立人に係る社会保険被保険者台帳によれば、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険の資格取得日は、昭和 37 年 5 月 20 日となっており、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とおおむね一致する。

さらに、事業主に照会したところ、「当時、当事業所では、試用採用を行っており、採用と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていな

かった可能性がある。」と回答していることに加え、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 37 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚で、申立人と同種業務に従事していたとみられる一人に照会したところ、「私が採用された昭和 37 年 4 月には、申立人は既に事務職員として勤務していた。私は、採用後しばらくは厚生年金保険に加入していなかったことを記憶している。」と供述していることを考慮すると、当該事業所は採用と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 18 日から 37 年 5 月 14 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A病院（現在は、医療法人B病院）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。
勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

医療法人B病院が作成した在職証明書及び社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該事業所での同僚として挙げた者の名前が申立期間において厚生年金保険被保険者として確認できることから、申立期間当時、申立人が当該事業所に勤務していたものと認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA病院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 37 年 5 月 15 日となっており、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、医療法人B病院が保管する申立人に係る社会保険被保険者台帳によれば、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険の資格取得日は、昭和 37 年 5 月 15 日となっており、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

さらに、事業主に照会したところ、「当時、当事業所では、試用採用を行っており、採用と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていな

かった可能性がある。」と回答していることに加え、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 37 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚で、給与事務業務に従事していたとみられる一人に照会したところ、「私が採用された昭和 37 年 4 月には、申立人は既に看護師として勤務していた。私は、採用後しばらくは厚生年金保険に加入していなかったことを記憶している。」と供述していることを考慮すると、当該事業所は採用と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月2日から平成6年7月1日まで
申立期間については、A社に勤務しており、在職中は給与が下がったことは無いと思われるので、下がった部分の標準報酬月額について、従前の標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和28年3月2日に申立事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち、30年10月1日から同年12月1日までの期間、36年6月1日から同年10月1日までの期間、42年7月1日から同年10月1日までの期間、46年7月1日から同年10月1日までの期間、及び47年7月1日から同年10月1日までの期間については、その直前の標準報酬月額から減額改定されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の当該名簿におけるそれぞれの期間の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録と一致するとともに、記録が不自然に訂正された形跡は認められず、申立人と同時期に、申立人と同様に減額改定されている同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額を比較しても、特に申立人の標準報酬月額の改定について不自然な点は見当たらず、A社には当該期間に係る人事記録、賃金台帳等の関係資料は保存されていないことから、当該期間において申立人が主張する給与額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間のうち平成2年10

月1日から3年3月1日までの標準報酬月額についても、直前の標準報酬月額に比べて減額改定されているものの、A社が保管する人事記録、賃金台帳により、申立人は2年12月5日に嘱託職員となったことから給与体系が変わったことが確認できる上、申立事業所が保管する賃金台帳に記載されている申立人に係る厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録と一致するとともに、不自然な記録訂正が行われた形跡も認められず、しかも、同社が加入しているB健康保険組合に照会した結果においても、申立期間における標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録と一致するとともに、不自然な減額訂正は確認できない。

さらに、申立期間において、申立人が主張する給与額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料（源泉徴収票、給与明細書等）は無く、このほか、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく保険料額を上回る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年ごろから24年4月1日まで

昭和21年ごろからA県B郡C町の米軍ベースキャンプにおいて働いていたが、厚生年金保険加入期間が24年4月1日からしか無いことに納得できない。申立期間についても、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、駐留軍施設が所在する都道府県に設置された管理事務所において行われていたが、社会保険事務所に照会したところ、申立人の労務管理を行っていたD管理事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年4月1日であることが確認でき、申立期間において当該事業所は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の記憶する同僚二人については、D管理事務所における厚生年金保険被保険者名簿に記録が無く、同事業所の新規適用年月日である昭和24年4月1日以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者はいない。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年から約 2 年間
② 昭和 38 年から約 1 年間

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、勤務したことのあるA社及びB社に係る記録が無い旨の回答であった。

A社には昭和35年ごろに勤務しており、また、B社には公共職業安定所の紹介で38年ごろに入社し営業をしていた。両社とも厚生年金保険に加入していたと記憶しており、回答には納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録においては、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、社会保険事務所に対して類似名称での確認を行ったものの、適用事業所としての記録は見当たらないほか、商業登記簿においても、同名称の事業所を確認することはできない。

また、申立人は当該事業所に係る同僚等を記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述、関係資料等を得ることができない。

申立期間②について、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、当該被保険者名簿により、申立人が記憶している同僚に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない上、今回の調査により判明した申立人と同じ職種であった同僚に照会したところ、当該同僚が記憶している入社時期から約2年経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②について、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月から 37 年 7 月まで

結婚前にA社で働いていたのに、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。働いている時に「盲腸」で手術をし、入院代として健康保険の自己負担分を払ったことを憶えているほか、失業保険から支度金^{おぼ}をもらった記憶もあり、厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険の加入記録を有する同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 32 年 5 月から同年 8 月 11 日までの期間は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であるとともに、適用事業所となった後も、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

また、申立人の申立内容及び申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録を有する同僚の供述から、A社の現場従業員には、「常用の職人」と「日給月給制の作業員」という異なる雇用形態が存在しており、申立人は日給月給制が適用された作業員であったと考えられ、当時の現場事務担当者は、「日給月給制の作業員は厚生年金保険を掛けていなかったと思う。」と供述しているとともに、申立人がB駅から申立事業所に通勤していたとする同世代の女子作業員の厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立事業所においても申立期間に係る人事記録等の関係資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月から 34 年 4 月まで
② 昭和 34 年 4 月から 35 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、昭和 33 年 9 月から 34 年 4 月まで勤務したA社（現在は、B社）における厚生年金保険の加入記録が無く、また、同年 4 月から勤務したC社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が 35 年 1 月 1 日となっているとの回答をもらった。

両申立期間において、勤務していたことは間違いない。当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における厚生年金保険の被保険者記録がある同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、事業主に照会した結果、当時の人事記録等の資料は保管されておらず、厚生年金保険料控除の事実及び資格取得届出の有無については不明としている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の申立期間を含む期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の元従業員は、同社においては試用期間があったと供述しており、うち一人は試用期間について3か月又は6か月

であったと供述していることから、同社では勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の被保険者資格を取得させていない時期が設けられていることがうかがわれる。

- 2 申立期間②について、C社は、社会保険事務所の記録によれば、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、同社が初めて厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 1 月 1 日に、申立人も同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の供述を得ることができず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に昭和 35 年 1 月 1 日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員は、「自身の入社は昭和 32 年であるが、会社が厚生年金保険の加入事業所となったのは自身が入社してから数年後であり、給与からの厚生年金保険料控除はその時点から始まった。」と供述し、35 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる別の元従業員は、「自身の入社年月は記憶していないが、入社から 2 年位後に会社が厚生年金保険に加入し、その時から厚生年金保険料を引かれ始めた。」と供述している。

- 3 両申立期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月から同年 11 月まで

A社に妹と一緒に勤め始めたにもかかわらず、妹には厚生年金保険の記録があり自分には無いことが納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社に入退社していたとされている申立人の妹の厚生年金保険被保険者記録が、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険名簿において確認できる上、当該妹も申立人と一緒に勤務していた旨を供述しており、同名簿から名前が確認できた同僚の一人が、明確な記憶ではないが、姉妹で働いていた者がいたような気もする旨の供述をしていることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、被保険者名簿から名前が確認できた同僚二人から、当該事業所には、2か月から6か月程度の試用期間があったのではないかとの供述が得られている上、試用期間があった旨を供述した上記同僚一人を含む同僚二人は同事業所に継続して勤務していた旨を供述しているにもかかわらず、両人とも同事業所における被保険者期間は3回に分かれて記録されていることが確認できることから判断すると、同事業所においては、試用期間により従業員を入社と同時に社会保険に加入させていなかった可能性や在籍期間の全期間について厚生年金

保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

さらに、事業主からは、「被保険者資格の得喪等の届出、保険料納付、保険料控除、申立期間当時の雇用形態については不明であり、当時の事務担当者である母も高齢であるため記憶が定かではない。」との回答を得ており、当時の事情を把握することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から 44 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。
勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び申立人が名前を挙げた当時の事業主の親族の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人が勤務していたと主張している当該事業所については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、当該事業所の当時の事業主は死亡しているため、申立人が名前を挙げた当時の事業主の親族に照会したところ、「当時、申立人と一緒に働いていたが、私自身の厚生年金保険被保険者記録も無い。」と回答している上、申立人が名字を挙げた者については、連絡先が不明であり照会することができず、このほか供述を得られる申立人の同僚もいないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この

ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 35 年 5 月 21 日から 36 年 7 月まで
③ 昭和 36 年 10 月 25 日から 38 年 10 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②において勤務していたA社、及び申立期間③において勤務していたB社における被保険者記録が無いとの回答があった。

これら事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 35 年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 5 月 21 日となっており、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、申立人の当該事業所における被保険者記号番号払出日は、昭和 35 年 4 月 1 日となっており、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、適用事業所に該当しなくなった当時の事業主に照会したところ、「当時の関係資料が残っていないため、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚及び役員の4人に聴取したところ、うち一人は、「申立人が勤務していたのは短い期間であったと記憶しているが、厚生年

金保険の適用については分からない。」、残りの3人は、「申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

2 申立期間③について、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票では、B社における被保険者資格喪失日は、昭和36年10月25日となっていることが確認できる。

一方、申立期間③のうち、昭和36年12月1日から37年9月5日までの期間について、申立人は、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、B社及びC社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、両事業所に勤務していた申立人の同僚は、「具体的な時期は明らかでないが、B社の常務がC社に移籍する際、B社にいた運転手も一緒に移籍した。」と供述している。

さらに、C社が適用事業所となった昭和36年12月1日に同事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人を含む17人について被保険者記録を確認したところ、うち、申立人、上記の供述が得られた同僚及び当時の常務を含む12人が、同年10月25日にB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

3 申立人は申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。